

特別養護老人ホーム 促進係数一覧（令和8年度補助協議用）

促進係数	区市町村名	
	区部	市町村部
1.8 (本則 1.5 +上乗せ 0.3)	品川、大田、世田谷、新宿、荒川区 (以上5区)	国立、狛江 (以上2市)
1.7 (本則 1.4 +上乗せ 0.3)	中央、豊島、北 (以上3区)	多摩、武蔵野、三鷹、府中、調布、 西東京 (以上6市)
1.6 (本則 1.3 +上乗せ 0.3)	中野 (以上1区)	国分寺 (以上1市)
1.5	該当なし	該当なし
1.4	文京、目黒、渋谷 (以上3区)	小金井 (以上1市)
1.3	千代田、港、台東、杉並、板橋、練馬、 墨田、江東、江戸川(以上9区)	日野、稲城、立川、昭島、東大和、 武蔵村山 (以上6市)
1.2	該当なし	町田 (以上1市)
1.1	足立、葛飾 (以上2区)	小平、東村山、清瀬、東久留米 (以上4市)
適用なし	青梅、福生、羽村、あきる野、瑞穂、日の出、檜原、奥多摩 (以上8市町村)	

※ 本則の促進係数は、区市町村ごとに令和7年度末（令和8年3月31日）に竣工している施設の定員数を令和8年1月1日現在の住民基本台帳による65歳以上高齢者人口で除すことにより算出した整備率により、以下のとおり決定しています。

整備率 1.2%未満：1.5                      整備率 1.2%以上 1.4%未満：1.4                      整備率 1.4%以上 1.6%未満：1.3  
 整備率 1.6%以上 1.8%未満：1.2                      整備率 1.8%以上 2.0%未満：1.1                      整備率 2.0%以上：適用なし

- ※ 令和12年度末の高齢者数と整備見込を加味した整備率が1.4%未満の場合は、0.3を上乗せします。
- ※ この表は、令和9年度補助内示分（令和9年度着工予定分）にのみ適用されます。
- ※ 促進係数は、ユニット型特養の定員が増加する整備区分の場合に限って適用されます。
- ※ 島しょ部は、上記促進係数の対象外となります（別に定める「島しょ工事費指数」が適用されます。）。

特別養護老人ホーム 定期借地権一時金の補助基準割合一覧

(令和8年度補助協議用)

補助基準額	区市町村名	
	区部	市町村部
路線価の 3/4 (上限10億) (促進係数 1.4以上 かつ 公示地価 都内平均以上)	中央、文京、品川、大田、目黒、 世田谷、渋谷、新宿、中野、豊島、 北、荒川 (以上12区)	武蔵野、三鷹 (以上2市)
路線価の 2/3 (上限10億) (促進係数 1.4以上 かつ 公示地価 都内平均未満)	(該当なし)	多摩、国立、国分寺、府中、調布、小金 井、狛江、西東京 (以上9市)
路線価の 1/2 (上限10億) (促進係数 1.3以下)	千代田、港、台東、杉並、板橋、 練馬、足立、葛飾、墨田、江東、 江戸川 (以上11区)	青梅、福生、羽村、あきる野、瑞穂、 日の出、檜原、奥多摩、町田、日野、 稲城、立川、昭島、東大和、武蔵村山、 小平、東村山、清瀬、東久留米 (以上15市、3町、1村)

※ この表は、令和9年度補助内示分(令和9年度着工予定分)にのみ適用されます。

※ 島しょ部は、促進係数の対象外となっており、補助基準額は路線価の1/2です。